

函館市消防吏員の階級等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月15日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第15号

函館市消防吏員の階級等に関する規則の一部を改正する規則

函館市消防吏員の階級等に関する規則（昭和28年函館市規則第7号）の一部を次のように改正する。

本則第1項中「135人」を「136人」に、「237人」を「241人」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。